



遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・9

1 損害賠償とは、多くの場合、不法行為による損害賠償が考えられます。しかし、債務一般が履行されないことによる損害賠償もありますし、建築請負契約において建築物に瑕疵がある場合の修補に代わる、または修補とともにする損害賠償請求もあります。この稿では、考え易い不法行為による損害賠償で見てみましょう。

2 例えば、交通事故で被相続人(父A)が死亡した場合、配偶者(Aの妻B)、A・B間の長男C及び長女Dの家族構成としましょう。これに、Bのお腹に胎児Eがいたとすると、Eが生きて生まれた場合と死産であった場合、生きて産まれてすぐ死んでしまった場合などで、B、C、DおよびEの相続分(相続の割合)が微妙に動きますが、ことさら複雑にしても基本的な考え方は変わりませんので、単純にEはないものとして考えます。

3 被相続人Aが交通死亡で死亡した、事故原因は全面的に加害者にありAは無過失とします。これで事例としてはスッキリしました。

さて、Aの生命が侵害されました(生命侵害)。この場合、Aに生じた損害と、一定の範囲の親族としてのB、C、Dの固有の損害と両方が認められます。そして、Aに生じた損害はB、C、Dに相続されます。

4 まず、Aの損害について。

① 逸失利益：Aが事故で死亡することがなければ就労可能期間働いて得ることができた収入、すなわち「得べかりし利益」です。給与所得者、事業者などの収入の形態によって計算方法が判例上一応定まっていますのでこれで計算します。Aが死亡しないで稼動して得るだろう利益から、Aの生活費を控除しなければなりません。これも、一家の支柱とかそうでない場合、既婚者・

独身者などで生活費控除の割合は違いますが、この稿は損害賠償債権の相続性に関してであって損害賠償額算定の稿ではありませんので、逸失利益額の計算方法についてははしりません。逸失利益は被相続人Aの死亡によりAが失ったものとして相続されると解するのが一般的です。

② 葬儀費等：これを、葬儀費を負担したものの損害とするか、被相続人Aの損害とするかはどちらでもよいと思います。もし後者と考えるならばやはりAの損害であり、相続されます。余談ですが、葬儀費は、Aの年齢や社会的地位などによってその額が決まるでしょうが、葬儀に要した費用の全額が認められる訳ではありません。人はいつか必ず死ぬもので、そのときの葬儀は自費で執り行われます。それが、事故という外的要因で早められ予想外の時期に出費を余儀なくされたという考え方で、加害者・被害者(の遺族、相続人)の負担の衡平(公平)を考慮し、現実の葬儀費から相当程度減額されるのです。

③ 治療費・付添費：即死の場合は発生しませんが、治療や付添がなされた場合の被相続人Aの損害とされますが、現に治療費を出費した者、付き添った者に帰属すると考えるべきでありましょう。

④ 慰籍料(慰謝料)1：判例は変遷しましたが、現在では、死者にも慰籍料は発生し、相続されるとしています。

⑤ 慰籍料(慰謝料)2：死者の慰籍料(の相続)とは別に近親者固有の慰籍料が認められています。この近親者の慰籍料は、この稿の説例では相続権のないAの親(両親または一方が生存の場合のその親)にもみとめられます。

5 このように、損害賠償請求権(債権)も相続の対象となります。